

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、土橋第三地区土地区画整理事業について換地処分を行ったので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年4月26日

上越市長 中川 幹太

記

1. 換地処分の年月日

令和6年4月26日

2. 換地処分の効力が生ずる年月日

令和6年4月27日